第三条第三項に次の一号を加える。

三　第一項第五号に掲げる請求　次に掲げる者

イ　消費者契約の相手方である事業者若しくはその債務の履行をする事業者又は消費者契約の締結について勧誘をし、当該勧誘をさせ、若しくは当該勧誘を助長する事業者であって、当該事業者の消費者契約に関する業務の執行について第三者に損害を加えた被用者を使用するもの

ロ　イに掲げる事業者の事業監督者

ハ　イに掲げる事業者の被用者であって、当該事業者の消費者契約に関する業務の執行について第三者に損害を加えたもの

第六条第二項第二号中「第三条第一項第四号」の下に「及び第五号」を加える。

第十条を削る。

第九条中「第三十条第二項第一号」を「第三十三条第二項第一号」に改め、同条を第十条とする。

第八条の次に次の一条を加える。

（保全開示命令等）

第九条　共通義務確認訴訟が係属する裁判所は、次に掲げる事由につき疎明があった場合には、当該共通義務確認訴訟の当事者である特定適格消費者団体の申立てにより、決定で、当該共通義務確認訴訟の当事者である事業者等に対して、第三十一条第一項の規定により事業者等が特定適格消費者団体に開示しなければならない同項に規定する文書について、同条第二項に規定する方法により開示することを命ずることができる。

一　第二条第四号に規定する義務が存すること。

二　当該文書について、あらかじめ開示がされなければその開示が困難となる事情があること。

2　前項の規定による命令（以下この条において「保全開示命令」という。）の申立ては、文書の表示を明らかにしてしなければならない。

3　裁判所は、保全開示命令の申立てについて決定をする場合には、事業者等を審尋しなければならない。

4　保全開示命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5　保全開示命令は、執行力を有しない。

6　事業者等が正当な理由なく保全開示命令に従わないときは、裁判所は、決定で、三十万円以下の過料に処する。

7　前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

8　民事訴訟法第百八十九条の規定による過料の裁判について準用する。

第百条第一号中「第五十三条第四項」を「第五十七条第四項」に改め、同条第二号中「第五十三条第五項」を「第五十七条第五項」に改め、同条第三号中「第六十八条第二項」を「第七十四条第二項又は第百一条第二項」に改め、同条第四号中「第七十条、第七十一条第二項若しくは第七項、第七十二条第二項若しくは第七項又は第七十三条第一項」を「第七十六条、第七十七条第二項若しくは第七項、第七十八条第二項若しくは第七項、第七十九条第一項、第百二条、第百三条第二項若しくは第七項、第百四条第二項若しくは第七項又は第百五条第一項」に改め、同条第五号中「第七十八条第一項前段」を「第八十四条第一項前段」に改め、同条第六号中「第七十九条第二項」を「第八十五条第二項」に改め、同条第七号中「第八十一条」を「第八十七条」に改め、同条第八号中「第八十七条第九項」を「第九十三条第九項」に改め、同条第九号中「第九十一条第二項」を「第九十六条第二項」に改め、同条第十号中「第九十二条第二項」を「第九十七条第二項」に改め、同条に次の三号を加える。

十一　第百十条第一項の規定に違反して、財務諸表等を作成せず、又はこれに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者

十二　第百十条第二項の規定に違反して、書類を備え置かなかった者

十三　第百十条第三項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

第百条を第百二十二条とする。

第九十九条第一号中「第二十五条第一項若しくは第二十六条第三項前段」を「第二十六条第一項、第二項前段若しくは第三項」に、「通知」を「公告」に改め、同条第二号中「第二十六条第一項、第三項前段若しくは第四項」を「第二十六条第二項前段若しくは第二十七条第一項」に、「公告」を「通知」に改め、同条を第百二十一条とする。

第九十八条第一号中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第二号中「第三十三条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第三号中「第三十三条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同条を第百二十条とする。

第九十七条第一項中「第九十四条、第九十五条第一項」を「第百十六条、第百十七条第一項」に改め、同条を第百十九条とする。

第九十六条第一号中「第六十六条第一項」を「第七十二条第一項」に、「第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項」を「第七十五条第七項、第七十七条第六項及び第七十八条第六項」に、「の申請書又は第六十六条第二項各号」を「若しくは第九十九条第一項（第百三条第六項及び第百四条第六項において準用する場合を含む。）の申請書又は第七十二条第二項各号」に、「に掲げる」を「若しくは第九十九条第二項各号（第百三条第六項及び第百四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる」に改め、同条第二号中「第六十八条第三項」を「第七十四条第三項」に改め、同条に次の三号を加える。

三　第百一条第三項の規定に違反して、消費者団体訴訟等支援法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に関し、消費者団体訴訟等支援法人であると誤認されるおそれのある表示をしたとき。

四　第百九条の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。

五　第百十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第九十六条を第百十八条とする。

第九十五条第一項中「第六十九条第二項」を「第七十五条第二項」に、「又は第七十一条第三項若しくは第七十二条第三項」を「、第七十七条第三項、第七十八条第三項、第百三条第三項若しくは第百四条第三項」に改め、「認可」の下に「又は支援認定」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第八十六条の規定に違反して、被害回復関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者

二　第百七条の規定に違反して、支援業務に関して知り得た秘密を漏らした者

第九十五条を第百十七条とする。

第九十四条第一項第一号中「簡易確定手続の」を「簡易確定手続開始の」に、「第五十六条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第二号中「第三十一条第一項又は第五十三条第一項」を「第三十四条第一項又は第五十七条第一項」に改め、同条を第百十六条とする。